

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年4月23日 06時10分ごろ
発生場所	北海道稚内市はまなす5丁目の海岸沖 稚内港東防波堤東灯台から真方位132° 1,830m付近 (概位 北緯45° 24.0′ 東経141° 43.7′)
事故の概要	漁船第八結倅丸は、帰航中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年4月30日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八結倅丸、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-105593（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	右舷船底部外板に擦過傷、船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 みぞれ、風向 北、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2.0m、水温 約4℃、潮汐 下げ潮の中央期 稚内市には、令和2年4月21日10時47分に強風注意報及び波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、はまなす5丁目の海岸沖において漂泊し、船長が4月16日ごろから仕掛けておいたたこ籠漁の漁具を時化に備えて揚収していた。</p> <p>船長は、06時ごろ北風が突然強くなって波高が高くなったのを認め、揚収作業を中止して帰航することとし、海岸を左舷に見ながら西南西進を開始したところ、本船が波高約2.0mの波を右舷方から受けて左舷側に傾斜し、左舷の船縁が海面下となって海水が船内に流入した後、更に傾斜を増して転覆した。</p> <p>本事故の発生は、近くの海岸にいた漁業協同組合所属の組合員により偶然目撃され、同組合員から警察署を通じて海上保安部に連絡された。</p> <p>船長は、転覆した状態の本船の船底に這い上がって救助を待っていたところ、本船が風波により海岸に打ち寄せられたので、自力で上陸した。</p> <p>本船は、船体中央部の乾舷が約0.7mであった。</p> <p>船長は、出港前、強風注意報及び波浪注意報が発表されていることを知らなかったものの、風予報により強風が吹くことは知っており、穏やかな海面を見て、強風が吹き始めるまでは揚収作業を続けようと思い、出港したとのことであった。</p>

	船長は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、漂泊して漁具の揚収作業を行っていたことから、強風が吹き始めて同作業を中止して帰航を始めたものの、波高約2.0mに発達した波を右舷方から受けて左舷側に傾斜し、左舷の船縁の頂部が海面下となって海水が船内に流入して滞留し、更に傾斜を増して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、本船が、漂泊して漁具の揚収作業を行っていたため、強風が吹き始めて同作業を中止して帰航を始めたものの、波高約2.0mに発達した波を右舷方から受けて左舷側に大きく傾斜し、転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾舷が低い小型船舶は、風波の影響を受けやすいので、強風注意報や波浪注意報の発表状況に注意し、同注意報が発表されているときは出港を控えること。